

宮城県後期高齢者医療広域連合訓令甲第5号（平成22年8月11日）

臨時職員取扱規程

（趣旨）

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項の規定に基づく臨時的任用職員（以下「臨時職員」という。）の任用、賃金、勤務時間等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（任用手続）

第2条 宮城県後期高齢者医療広域連合事務局総務課長（以下「総務課長」という。）は、臨時職員を任用する必要がある場合には、臨時職員任用伺（様式第1号）を宮城県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）に提出するものとする。

2 広域連合長は臨時職員の任用を決定したときは、任用する者に臨時職員任用通知書（様式第2号）を交付するものとする。

（任用期間の更新）

第3条 総務課長は、職員の任用に関する規則（平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合規則第6号）第13条の規定により任用期間の更新を必要とするときは、臨時職員任用期間更新伺（様式第3号）により広域連合長の承認を得なければならない。

（勤務時間等）

第4条 勤務時間、休憩時間及び休日については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下「勤務時間等条例」という。）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合規則第8号）の規定を準用する。

（年次有給休暇）

第5条 臨時職員の有給休暇は、次の各号に応じ付与する。

- (1) 任用の日から起算して2月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合には、継続勤務が2月を超えることとなる日に、5日の有給休暇を与えるものとする。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合には、継続勤務が6月を超えることとなる日に、5日の有給休暇を追加して与えるものとする。
- 2 前項に掲げる有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、1時間単位で使用した場合には、7時間45分をもって1日と換算する。
 - 3 前2項の規程にかかわらず、有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
 - 4 有給休暇を請求しようとする臨時職員は、あらかじめ広域連合長に申し出なければならない。ただし、病気、災害、その他やむを得ない事由によりあらかじめ申し出ることができなかつた場合には、事後において速やかに申し出るものとする。

(特別休暇)

第6条 広域連合長は、臨時職員に対し、別表第1に掲げる有給の特別休暇を付与することができる。

- 2 前項に掲げるもののほか、広域連合長は、臨時職員に対し、別表第2に掲げる無給の特別休暇を付与することができる。
- 3 特別休暇を請求しようとする臨時職員は、あらかじめ広域連合長に申し出なければならない。ただし、病気、災害、その他やむを得ない事由によりあらかじめ申し出ることができなかつた場合には、事後において速やかに申し出なければならない。

(欠勤)

第7条 前2条に定める場合を除き、臨時職員が家事その他の理由により勤務できないときは、あらかじめ広域連合長に申し出なければならない。ただし、病気、災害、

その他やむを得ない事由によりあらかじめ申し出ることができなかつた場合には、事後において速やかに申し出なければならない。

(賃金の種類)

第8条 広域連合長は、臨時職員に対し、賃金、割増賃金及び交通費相当額（以下「賃金等」という。）を支給する。

(賃金)

第9条 賃金は、日給又は時間給によるものとし、その額は広域連合長が別に定める。

2 前項の規定により支給する1時間当たりの賃金は、日給を所定の労働時間で除した額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てて得た額。以下「1時間当たりの賃金額」という。）とする。

3 勤務した時間が所定の勤務時間に満たない場合における日給は、1時間当たりの賃金に勤務した時間数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てて得た額）とする。

(割増賃金)

第10条 広域連合長は、臨時職員が所定の勤務時間を超過して勤務した場合、その超過した時間（その時間数に1時間未満の端数を生じた場合は、その端数を30分以上のときは1時間に切り上げ、30分未満の場合は切り捨てて得た時間数）に対し、1時間当たりの賃金額について、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に掲げる割合（勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てて得た額）を割増賃金として支給する。

(1) 週休日及び休日に勤務した場合 100分の135

(2) 勤務日に1日7時間45分又は週38時間45分を超えて勤務した場合 100分の125

(3) 前2号に掲げる勤務以外の勤務の場合 100分の100

(交通費相当額)

第11条 交通費相当額は、通勤のために自動車その他の交通用具を使用し、又は交通機関を利用して通勤する臨時職員に対して支給する。

2 前項の規定により支給する1か月当たりの交通費相当額は、次の各号に掲げる交通手段に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、その合計額が55,000円を超えるときは、55,000円とする。

(1) 自動車、原動機付自転車その他原動機付の交通用具又は自転車等交通用具を使用する区間 別表3に掲げる区分に応ずる月額

(2) 交通機関を利用する区間 通用期間1か月の通勤用定期券の価額

3 前項に規定する交通費の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法によるものとし、片道の交通用具の使用及び交通機関の利用距離がそれぞれ2キロメートル以上（仙台駅前県庁市役所間のバス又は仙台駅勾当台公園駅間の地下鉄利用を含む。）の場合に支給する。

4 月の途中で運賃の改定及び住所の変更等の事由により、運賃の負担額に変更が生じた場合は、当該事由の発生した日から交通費を変更して支給する。この場合、交通費相当額は次項による日割り計算とし、その合計額が変更前又は変更後における1か月あたりの交通費相当額の高いほうの額を超える場合はその額とする。

5 その月の交通費支給対象勤務日数がその月の全勤務日数の8割（その日数が16日を越えるときは16日）未満の場合は該当各号の日額に交通費支給対象勤務日数をかけた額を支給する。ただし、第2号に該当する日額にその月の交通費支給対象勤務日数をかけた額が第2項第2号の額を超える場合は、第2項第2号の額とする。

(1) 自動車、原動機付自転車その他原動機付の交通用具又は自転車等交通用具を使用する区間 別表3に掲げる区分に応ずる日額

(2) 交通機関を利用する区間 通勤に必要な往復運賃に相当する額

(賃金等の支払)

第12条 臨時職員に支給する賃金等は、毎月の勤務日数又は勤務時間数につき、その月の末日で締め切り、翌月の10日に通貨で直接その全額を当該臨時職員に支払うものとする。ただし、当該臨時職員から口座振替を希望する申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

2 前項ただし書に定める申出は、口座振替申出書(様式第4号)により行うものとする。

3 第1項に規定する賃金の支給日が休日に当たるときは、同項の規定にかかわらず、その日前において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。

4 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、賃金等の支払の日を変更することができる。

(1) 臨時職員が月の途中において退職し、又は免職となったとき。

(2) その他特別の事情により前項の規定により難いと認められるとき。

(旅費)

第13条 臨時職員が公務のため旅行する場合は、職員等の旅費に関する条例(平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第11号)及び職員等の旅費支給規則(平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合規則第10号)を準用する。この場合において、同条例及び規則中「職員」とあるのは「臨時職員」と読み替えるものとする。

(服務)

第14条 臨時職員の服務については、この規程に定めるもののほか、職員服務規程(平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合訓令甲第7号)を準用する。この場合において、同規程中「職員」とあるのは「臨時職員」と読み替えるものとし、同規程により難い事項については、広域連合長が別に定める。

(保険等への加入)

第15条 臨時職員は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、厚生年金保険法

(昭和29年法律第115号)及び健康保険法(大正11年法律第70号)の規定に基づき被保険者となることができる。

(災害補償)

第16条 臨時職員の公務上の災害に対する補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第5号)の規定を適用する。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第6条関係）

事由	承認を与える期間
1 臨時職員が選挙権その他公民として権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める期間
2 臨時職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める期間
3 地震、水害、火災その他の災害、交通機関等の事故、法令の規定に基づく交通遮断又は隔離その他の不可抗力の原因により、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める期間
4 臨時職員の親族（付表の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合	同表の親族の区分に応じ同表の日数の欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
5 臨時職員が父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事を行う場合	1日

付 表

親 族	日 数	
	血 族	姻 族
配 偶 者	10日	
父 母	7日	5日（臨時職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日）
子	5日	1日（臨時職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日）
祖 父 母	3日（臨時職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）	1日（臨時職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日）
孫	1日	
兄 弟 姉 妹	3日	1日（臨時職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日）
おじおば	1日（臨時職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）	1日

別表第2（第6条関係）

事 由	承認を与える期間
1 臨時職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病により療養を要する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める期間
2 結核性疾患により療養を要する場合（特に療養の必要がないが一定の期間内において1日の勤務時間を軽減する必要がある場合を含む。）	必要と認める期間
3 臨時職員が私事による負傷又は疾病のため療養する必要があるが、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	引き続き90日以内で必要と認める期間
4 臨時職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
5 臨時職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって広域連合長が定めるものにおける活動 ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1年につき5日以内で必要と認められる期間
6 臨時職員が結婚する場合	連続する7日以内で必要と認められる期間

7 妊娠中の女子臨時職員が妊娠に起因する障害(つわり)のため勤務することが著しく困難である場合	10日以内で必要と認められる期間
8 妊娠中の女子臨時職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	1日1時間又は1日2回各30分
9 妊娠中又は出産後1年以内の女子臨時職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	必要と認められる期間
10 妊娠中の女子臨時職員が、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして適宜休息し、又は補食する場合	必要と認められる期間
11 女子臨時職員が妊娠12週未満で流産した場合	10日以内で必要と認められる期間
12 女子臨時職員が8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産を予定している場合	出産の日までの申し出た期間
13 女子臨時職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
14 女子臨時職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ1時間以内又は30分で合計して1日90分以内
15 男子臨時職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合(その妻(届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が就労していない場合で、負傷、疾病、心身の障害等の状態にあり、当該子の養育に当たることが困難なとき、又はその妻が介護、就労等のため、男子臨時職員の勤務する時間帯において当該子の養育を現実に行うことができないとき。)	1日2回それぞれ1時間以内又は30分でその妻が取得する時間と合計して1日90分以内
16 女子臨時職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	2日以内
17 臨時職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間において2日以内で必要と認められる期間
18 臨時職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校の就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する臨時職	当該期間内において5日以内で必要と認められる期間

員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	
19 臨時職員の保護する乳幼児が、母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種を受ける場合で、当該臨時職員の介助を必要とするとき	必要と認められる期間
20 勤務時間等条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の世話を必要とする場合で当該臨時職員以外に世話をする者がいないとき	1年につき5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)以内で必要と認められる期間
21 臨時職員の配偶者(届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)並びに2親等内の血族及び姻族(小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。次項において同じ。)を除く。)が負傷又は疾病のため医師の診断により看護を必要とする場合で、当該職員以外に看護者がいないとき	1年につき5日以内で必要と認められる期間
22 臨時職員の小学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病(予防を図るための予防接種及び健康診断を含む。)のため看護を必要とする場合	1年につき5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)以内で必要と認められる期間
23 臨時職員が学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条の規定に基づく高等学校の通信教育生徒又は同法第84条の規定に基づく大学の通信教育学生となり、定められた面接授業に出席する場合	必要と認められる期間
24 臨時職員が国、県その他の公共的団体から表彰を受けるため、表彰式に出席する場合	必要と認められる期間
25 臨時職員が国が行う職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合	必要と認められる期間
26 臨時職員が国際的な運動競技会又は国、地方公共団体若しくはこれに類する団体が主催する運動競技会に、選手又は役員として参加する場合	必要と認められる期間
27 臨時職員が職務に関連があると認められる海外視察及び海外派遣団に参加する場合	必要と認められる期間
28 上記に掲げるもののほか、連合長が特に必要と認めた場合	必要と認められる期間

別表第3（第11条関係）

区 分	日 額	月 額
片道 2 km以上 10 km未満	200円	4,000円
片道 10 km以上 15 km未満	300円	6,000円
片道 15 km以上 20 km未満	400円	8,000円
片道 20 km以上 25 km未満	500円	10,000円
片道 25 km以上 30 km未満	600円	12,000円
片道 30 km以上 35 km未満	700円	14,000円
片道 35 km以上 40 km未満	800円	16,000円
片道 40 km以上	900円	18,000円

様式第1号（第2条関係）

臨時職員任用伺

下記のとおり臨時職員 人を必要とするので、任用の承認をお願いいたします。

平成 年 月 日

宮城県後期高齢者医療広域連合長 様

宮城県後期高齢者医療広域連合事務局総務課長

職 種 (業 務 内 容)	
勤 務 場 所	
任 用 期 間	
任用を必要とする理由	
日 給	日給 円
予 算 計 上 の 有 無	第 款 第 項 第 目 予算額 円 支出予定額 円
特 記 事 項 備 考	任用予定者：住所，氏名，年齢等

様式第2号（第2条関係）

臨時職員任用通知書

平成 年 月 日

(氏名) 様

宮城県後期高齢者医療広域連合長

印

あなたを宮城県後期高齢者医療広域連合臨時職員として、下記の条件により任用します。

記

任用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
勤務場所	仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 宮城県自治会館9階 宮城県後期高齢者医療広域連合事務局 課
勤務時間	8時30分から17時15分まで
休憩時間	12時00分から13時00分まで
賃金等	日額 円
賃金等の支払	毎月末で締め切り、翌月10日に現金払の方法により支払います。 (口座振込み希望の場合は、口座振替払申出書を提出してください。) ※支払日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれのその日の前日に繰り上げて支払います。
その他の事項	臨時職員取扱規程に定める事項によります。

様式第3号（第3条関係）

臨時職員任用期間更新伺

下記のとおり臨時職員 人の任用期間を更新したいので、承認をお願いします。

平成 年 月 日

宮城県後期高齢者医療広域連合長 様

宮城県後期高齢者医療広域連合事務局総務課長

職 種	氏 名	従前の任用期間	日 給	更新前の日給
		・ ・ から	円	円
		・ ・ まで		
		・ ・ から	円	円
		・ ・ まで		
		・ ・ から	円	円
		・ ・ まで		
		・ ・ から	円	円
		・ ・ まで		
		・ ・ から	円	円
		・ ・ まで		
更新理由				
更新期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで			
予算措置	第 款 第 項 第 目 予算額 円 支出予定額 円			

様式第4号（第12条関係）

口座振替申出書

平成 年 月 日

宮城県後期高齢者医療広域連合長 あて

(住所)

(氏名)

印

私の貸金等の支払について、臨時職員取扱規程第13条第2項の規定に基づき、下記の口座への振替を申し出ます。

記

振込先金融機関		種別	口座番号
金融機関名	支店名		
		1. 普通 2. 当座	

- ※ 該当する種別の番号に○をつけること。
- ※ 通帳のコピーを添付すること。